

# 凡 例

1. 本書は、平成30年発生国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業についての各種分類と国庫負担率に関する資料、その他これらと密接な関係にある災害関連事業、他省所管の公共土木施設災害復旧事業の決定額等の各般の資料を収録したものである。
2. 平成30年発生災害に関する各種分類の金額は、すべて実地調査等の結果に基づき主務大臣が決定したもので、国庫負担率算定の基礎となった工事費を基本とした。
3. 当該資料中「法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法をいう。
4. 金額は、特に表示するものを除き千円単位とし、また、比率は国庫負担を除き百分比とし、小数点2位以下は四捨五入した。
5. 各表中、該当する事項のないものは「－」またはブランク（空欄）、不明のものは「…」、単位に満たない数字は「0」として表示した。
6. 表の内容の説明は、各表欄外に注書した。
7. 災害査定が全て終了していないため※1、公共土木施設災害復旧事業費等※2は、今後行われる災害査定により変更することがある。
8. 平成23年発生激甚災害についての資料は、東日本大震災に係る災害査定が完了していないため、今後、災害査定の進捗状況により変更することがある。

※1 災害査定が終了していない事業があった地方公共団体は、北海道厚真町、むかわ町、岡山県高梁市、広島県呉市、三原市、熊野町、坂町、竹原市、東広島市、尾道市、愛媛県大洲市及び西予市。

※2 公共土木施設災害復旧事業費のほかに、申請額、決定額、事務費、国庫負担額、国庫負担率、激甚災害事業費、特例対象事業費、特別財政援助額及び箇所数。